

第 30 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

令和元年 9 月 13 日（金）
15 時 00 分 ～ 17 時 00 分
旧文部省庁舎2階・文化庁第2会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，関根，
田中（牧），田中（ゆ），中江，村上，善本各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 29 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 公用文の在り方に関する成果物について（たたき台）
- 3 国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）

〔参考資料〕

- 1 「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）
- 2 要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて（第 44 回国語分科会配布資料）
- 3 「障害」の表記に関する検討結果について（平成 22 年 11 月 障がい者制度改革推進会議 「障害」の表記に関する作業チーム）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 改定常用漢字表
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から参考資料 2 について説明が行われた。
- 4 事務局から参考資料 3 について説明が行われた。
- 5 事務局から配布資料 3 「国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）」について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 6 事務局から日本人の姓名のローマ字表記について現況が報告された。
- 7 事務局から配布資料 2 「公用文の在り方に関する成果物について（たたき台）」について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 8 次回の国語課題小委員会について，令和元年 10 月 11 日（金）午後 3 時から 5 時まで文部科学省庁舎 15F1 会議室で開催することが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等はおりのとおりである。

○沖森主査

ただ今から第 30 回，今期 4 回目の国語課題小委員会を開会いたします。

本日は、まず前回の議事録（案）の確認の後、常用漢字表の課題について検討し、続けて、官公庁における文書作成について、その他という順で協議を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年、11月22日に国語分科会として、参考資料2のとおり、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」を確認事項としてお示しいたしました。これを踏まえまして、今期は「碍」の字を常用漢字表に追加することの可否の検討について御議論いただいております。前回、これからの時代における漢字表の在り方といった、少々大きな枠組みで意見交換を行っていただきました。本日は、今後「碍」の字の追加の可否について、国語分科会としての考え方を示していくために、平成22年の検討の結果と、前期からの国語課題小委員会における議論の内容を少し詳しく振り返った上で、これまでよりも時間を掛けて意見交換を行いたいと考えております。

まず、平成22年に遡って、どのような検討が行われたのかについて振り返っておきたいと思います。最初に国語分科会における議論について確認しておきたいと思います。参考資料2「要望が多かった「^は坡・^{がい}碍・^{たか}鷹」の扱いについて」を御覧ください。この資料は、昨年の10月の委員会でもお示ししているものであります。繰り返すこととなりますが、新たに加わっていただいた委員の方もいらっしゃいますので、改めて簡単に振り返っておきたいと思います。では、事務局から御説明をお願いします。

○武田国語調査官

参考資料2を御覧ください。昨年10月にも、概要を説明しております。今日は要点だけ、この資料についてお話をしたいと思います。これは平成22年5月19日に開催された国語分科会で配布された資料です。これとほぼ同じものが、その直近の、ちょうどこの小委員会の前身に当たる漢字小委員会でも検討されております。この資料がどのような意味合いで作られたものであるかということをお説明したいと思います。これまで何度もお話ししてきたように、平成22年の常用漢字表の改定の際には、「碍」の字に関しては、まず、常用漢字表そのものの改定の基準、漢字の選定の基準という観点からは拾うことのできる漢字ではないという判断がありました。

一方で、14ページの「別紙8」を御覧ください。平成21年12月に閣議決定された「障がい者制度改革推進本部の設置について」です。当時「障がい者制度改革推進本部」が設置されておりました。そして、「3」のところを御覧いただきたいのですが、この本部がどういったことを検討するかということの一つに、「法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う」と明記されております。この障がい者制度改革推進本部の下には、「障がい者制度改革推進会議」という、当事者の方もたくさん入られた会議がありまして、そこで正にこの「障害」の表記について検討が行われておりました。ですから、文化審議会はそこでの検討の結果によっては、もう一度、この「碍」という漢字について検討しますと答申を行ったわけです。

そして、それと別に国民の皆さんに意見募集を実施し、その中でこの「碍」の字を入れてほしいという方がたくさんいらっしゃいました。そのほかにもここに挙がっている「坡」や「鷹」という字について、要望する方が多かったわけです。結果としては、これらの漢字は常用漢字表に入らなかったということで、その理由についての説明で使ったがこの資料です。特に中心になったのが、「碍」に関する説明でした。意見にはいろいろなものがあつたのですが、大きく分けると三つに分類できました。

この「碍」を入れてほしいという方の意見を三つに分けると、一つは、戦後、国語施策で「害」が当用漢字表に入った。それによって戦前は「碍」の方が使われていたものが、代用表記として「害」に代わってしまったのだ。だから、元に戻すべきではないかといった御意見。

二つ目は、一つ目とも関わる場所ですが、戦前には「ショウガイシャ」と書くときには、「碍」が使われていたのだという御意見でした。

三つ目は、「害」を使った「障害者」あるいは「障害」と、「碍」を使った「障碍」では意味が違うのではないかと聞いた御意見でした。

そういった御意見に対して、国語分科会としての考え方を示したものが、この資料です。要点だけ申し上げますが、まず、一つ目に関しては、戦後の国語施策で「障害」という代用表記が作られていったのではないかと聞いた御意見に関しては、明治の時代から両方が使われていたということを資料としてお示ししています。例えば、作家の中には「障碍」には「しょうげ」という読みを、ルビを付けて示して、「障害」の方は「しょうがい」と読むような場合もあったということ。また、明治の時代から、もっと言いますと、江戸時代の辞書にも「害」を使った「障害」が見られること。つまり、戦後に新しく作られた表記ということではありませんということが、この資料が示す意味合いの一つになっています。なお、この資料にはないのですが、その後も、明治9年の辞書に、「害」の方を「しょうがい」、「碍」の方を「しょうげ」と読みを付けているようなものも見付かっております。

2点目、戦前はこの「碍」を使った「障碍者」であったのではないかとありますが、この資料では戦後、この言葉が広まった。つまり、戦前にはそれほど使われていた言葉ではないということを示しております。戦後の法令の中で「障害者」という言葉が使われるようになって、それから広がったのではないかとあります。これに関しましても、その後、いろいろ調べているのですが、戦前にも専門用語などとしては「ショウガイシャ」という用語が使われているのを見付けております。現段階の調べでは、大正時代まで遡れます。表記に関しては「障害者」「障碍（礙）者」の両方を見付けております。

3点目、この両者は意味が違うのではないかとあることに関しては、新聞などの用例などを見ていただくと、ほとんど同じような文脈で使われている。読売新聞の古いものを見ていったのですが、ある記事では、2日連続で同じタイトルの記事が上がっているのですが、1日目と2日目でこの「がい」という字の表記が変わっている。つまり、ほとんど同じような意味で使われていたのではないかとあることをこの資料ではお示ししております。

そういった観点から、この資料が作られているのですが、そのときの議論の中では、どういった経緯があったのかということも大事ですが、それ以上に当事者の方たちのお気持ちを尊重すべきであるということを踏まえながら、当時の国語分科会の見解を示したことになります。以上です。

○沖森主査

ただ今の御説明についての直接の御質問があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

では、御意見、御感想を頂きたいと思いますが、当時、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置されていた「障がい者制度改革推進会議」の中での「障害」の表記に関する議論について見ておきたいと思います。参考資料3を御覧ください。

この資料は「障がい者制度改革推進会議」の中に設置された「障害」の表記に関する作業チームが平成22年11月22日に示した報告です。この報告の後、その翌月の12月17日に「障がい者制度改革推進会議」は「障がい者制度改革推進のための第二次意見」というものを取りまとめています。この第二次意見の中に示された「障害」の表記についての考え方は、今、御覧になられている作業チームの報告を反映したものとなっております。では、事務局から、参考資料3について御説明をお願いします。

○武田国語調査官

では、続きまして、参考資料3を御覧ください。先ほど御覧いただいた閣議決定の下に設置された「障がい者制度改革推進本部」の下で実質的な議論を行うために設けられた会議体が「障がい者制度改革推進会議」です。その会議の中で、この「障害」の表記に関する検討チームが作られました。その検討チームの検討の結果がここにまとめられているものです。これは、今回初めて御覧いただいております。

この小委員会の中で、例えば、「これまでいろいろな表記に関する考え方があると思うけれども、具体的にはどのようなものがあつたのかを示してほしい」といった意見ですとか、あるいは「どうして「害」がよくないと考えられているのか」といった辺りを質問される委員の方もいらっしゃいました。そういった御質問に対する答えが、ある程度、この資料から御覧いただけたと思います。

1 ページを御覧ください。推進本部の下にこの会議が作られて、その会議の中で「障害」の表記の在り方について検討されたということが、「第1 はじめに」に出ております。その後半のところでは、国語分科会でこういった対応を決めたのかということも書かれております。

そして、この表記チームはヒアリングも行っています。こういった団体からヒアリングを行ったのか、14 ページを御覧ください。「作業チームの進め方について」と中段にあります。ここでは、「関連分野の有識者や「障害」の表記問題に積極的に発言している関係者などからのヒアリングを中心に進めていく。」とあります。関係分野の有識者としては、メディアの関係、作家協会、「障害」の表記問題に積極的に発言している団体や関係者などからヒアリングを行ったということです。

では、そのヒアリングの内容を御覧いただきたいと思います。2 ページを御覧ください。この時、当時の国語課の調査官が呼ばれて、ヒアリングを受けております。そこでは、先ほどの資料で説明されたような内容が検討された上で、3 ページの「3) 改定常用漢字表における「碍」についての考え方」を御覧ください。後半を読みたいと思います。「しかし、「碍」については、「改定常用漢字表」において、「政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討する」こととされている。これは、「障碍^げ」の意味を理解した上でもなお、「障害」の表記として「碍」を使うことが政府全体として合意されるのであれば、文化審議会において再度検討を行うことを意味している。」とあります。

参考資料2の12ページにありますが、「障碍」という字は、かつて「しょうげ」と読まれた仏教語として入ってきています。その意味には、実はなかなかの課題があるのではないかとということが国語分科会の見解としてあつたわけです。答申の方では直接示しておりませんが、そういった認識があつて、そのことがここに書かれております。その意味を理解した上でも、なお、政府全体として使っていこうと合意されるのであれば、再度検討を行うというのが当時の結論であつたということです。

その後、専門家による障害学におけるモデル、こういったモデルとして、その障害を捉えるかといった見解がありますが、具体的にこの「障害」の表記に関する意見のところを御覧いただきたいと思います。4 ページを御覧ください。「害」を使用した「障害」に関しては、肯定的な意見を持っている団体もあるということが、ここから分かると思います。つまり、当事者ではなくて社会の側に「障害」があるのであつて、この字を用いるのが適切なのだということが、肯定的な意見としては書かれています。

一方で否定的な意見としては、この「害」という漢字の意味合いが問題ではないかということがありました。

次に、「碍」を使用した「障碍」ですが、こちらには肯定的な意見として、「碍」と

いうのは壁といった意味があるということ。それから、国語施策の中でこれが「害」の方に寄せられてきた。確かに国語施策で戦後、「害」に統一してきたという経緯がありますが、その点を指摘した上で、諸外国の表記と合わせていくべきではないかということも述べられています。

一方で、否定的な意見もあります。一つは、「障害」というのが社会の側にあるのではないかといった問題とともに、先ほどの仏教語の「障碍」の語源に関する問題などについて触れているところもあります。

また、マスメディアからは使用頻度の問題あるいは造語力の問題などから、「碍」を常用漢字に入れる必要はないのではないかといった意見がございます。

6 ページの終わりからは、交ぜ書きの「障がい」についての意見があります。まずは肯定的な意見として、「害」の字を使うのは否定的なイメージがあるので、交ぜ書きを使っているとか、交ぜ書きを使っているってどうか、といった考え方があります。

一方で否定的な意見もあります。8 ページを御覧ください。これは「害」を推奨する団体も、また、「碍」を推奨する団体も、ここに否定的な意見を述べているのですが、一つは「碍」がないと、壁に立ち向かうといった意味合いが出ないということ。

一方は、この「害」という字を使わないと、本質的なところが見えなくなってしまうのではないかといった観点から、交ぜ書きに反対しているということです。

そのほか、「チャレンジド」という言い方に関しても意見がありますし、また、9 ページを御覧いただきますと、これもマスメディアからの意見として、言葉自体を変えるという考え方もあるのではないかということで、「要支援者」という言い方を採り上げているといったことがございます。

そして、その後には、この時に内閣府で行った意見募集の結果なども出ております。11 ページの下から総括がありますが、12 ページを御覧ください。この表記チームの最終的な総括としては、12 ページを御覧いただくとよろしいかと思います。

一つは、この表記に関しては、それぞれのアイデンティティーとの密接な関係があるので、当事者の希望に配慮すべきであるということ。それから、「障害」の表記を検討していくに当たっては、障害者権利条約における「障害」の考え方あるいは、国際生活機能分類の考え方、学会の考え方をよく考えるべきであろうということです。そういったものを踏まえた上で、「法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとする」と言っております。それとともに、「それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向やそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。」といった結論を出しています。

常用漢字表に関しては、13 ページにも少し言及があります。今、正にここで「碍」の字の追加の可否を検討していただいているのですが、この時にも「碍」の漢字が常用漢字に入っていないために「障碍」の使用が広がらないという観点から、この字を常用漢字表に追加してはどうかという意見もありました。これについては、そもそも常用漢字表は、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安であって、常用漢字ではない漢字の使用が制限されているわけではなく、また、法令における「障害」の表記を「障碍」にするという結論に至っていない現時点において、文化審議会に提言を行う十分な理由がないとの意見もあり、本作業チームとしては合意に至らなかったということです。ただ、その後のところを見ますと、「意見集約を図っていく過程において、「碍」の字の常用漢字への追加についても十分に検討を進めていく必要がある。」ということも書き添えられています。

以上、これまで余り中身に入った説明をしてこなかったのですが、「障がい者制度改革推進会議」の中で、どのような議論が行われていたかということについて詳しく見ていただきました。

○沖森主査

では、ただ今の御説明に対して、直接の質問がございましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

それでは、御意見等を頂きたいのですが、二段階に設定させていただきます。まず、平成 22 年の国語分科会の説明資料、同じく平成 22 年 11 月 22 日の参考資料 3 「「障害」の表記に関する検討結果について」、この二つについての御感想等をお伺いしたいと思います。特に「障がい者制度改革推進会議」の中でどのような検討が行われたのか、また、当事者の方々を含んだ各団体から具体的にどのような意見があったのか。その内容を細かく見ていただいたのは、今回は初めてではないかと思います。

常用漢字表への追加の可否に関わるような論点については、後ほど改めて振り返りの上で意見交換をしたいと思います。まずは、この平成 22 年に行われた議論、そして、その取りまとめ等について、率直な御感想、質問・疑問でも構いませんので、お伺いしたいと思います。平成 22 年 11 月 22 日の「「障害」の表記に関する検討結果について」の議論を踏まえて、今回の小委員会での議論も進むものだと思いますので、まずは感想でも結構ですので、お願いします。

(→ 挙手なし。)

では、後でまた併せて御意見を伺うことにしまして、続いて、配布資料 3 「国語課題小委員会における常用漢字表に関するこれまでの意見（案）」を御覧いただきたいと思います。こちらはタイトルのとおり、常用漢字表における「障害」の表記に関して、昨年 7 月からこの小委員会で御議論いただいてきた内容を議事録から拾い上げて、まとめたものです。

昨年 11 月の「国語分科会確認事項」によって、現在の常用漢字表に基づいて言えることは、既に示したと考えております。今後は、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について、国語分科会として判断していく必要があるかと思っております。そこで、前期からの議論の内容を整理してもらったのが、この配布資料 3 でありまして、その内容について、事務局から御説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、説明申し上げます。今、沖森主査からお話があったとおり、これは基本的に議事録から抽出してきております。ただ、前後のつながりですとか、そういったところで誤解を招かないように、多少文言は整理してあります。こういった意見があったのか、小見出しを付けておりますので、そちらを御覧いただきながら確認いただければと思います。

まず、「総論的な意見について」では、全会一致の衆参両院の委員会の決議は重く受け止めるべきであろうとありました。そして、この国語分科会が検討すべきなのは、追加の可否ということである。そこでは、まず、常用漢字表は目安であるということ。それから、どうして平成 22 年に常用漢字表に「碍」を入れなかったのかということを中心に説明していくべきであるといった御意見がありました。そして、当初、選択肢の漢字という言い方がよくこの小委員会の中で採り上げられていました。それは常用漢字表の性格と必ずしもなじまないところがある。ですから、その整合が図れるかどうかということ議論していくことではないかといった御意見でした。

また、「過去の議論を再確認する必要について」ということで、御意見もありました。ちょうど先ほど御紹介したような資料をもって、平成 22 年に検討が行われております。そこで時間を掛けて資料を集めて議論をしたという内容が十分に知られていないのではないかと。もう一度それを知っていただく必要があるであろうということです。それがちゃんと伝われば、「何で入れなかったのか」ということには簡単はならないのではないかと。そういった意見がありました。それから、この「障害」という言葉自体も、過去の経

緯を見ると、現在ではふさわしくないとされる言葉に代わって使われてきているものなので、この点についても考えるべきではないかといった御意見があります。

次に、「碍」が「常用漢字としての基準を満たすかどうかについて」ということも、論点の一つになっていました。効率や共通性、分かりやすく、通じやすいという観点からきちんと検討すべきであろうということ。最も自然な改定は、この「碍」という漢字の出現頻度が高くなってきた段階で入れるということではないかといったこと。一方で、社会生活上、必要な漢字という観点が、平成 22 年の常用漢字表の検討の中では取り上げられていました。ここにはこのような書き方をしておりますけれども、議事録の中では、「そういった観点でこの「碍」の字について検討されたことはありませんでしたか」といった御質問があったということです。

次の論点ですが、「地方公共団体における表記について」ということです。これに関しては、昨年 11 月の国語分科会確認事項の中で、地方公共団体等においては、使うことを妨げるという考え方は常用漢字表にないですということを、既に確認していただきました。

次の論点、「交ぜ書きについて」では、世の中でよく見かける「害」のところを平仮名で書く「障がい」という交ぜ書きについて述べられています。委員会としては、これまで直接的な正面から議論はしていません。常用漢字表に漢字があるものは、原則としてそれを使うというのが国の行政機関の考え方ですが、常用漢字表の範囲を一つの上限として捉えることができるのであれば、こういった交ぜ書きについても考えていいのではないかとといった御意見もありました。

次の論点は、「表記の安定性について」ということです。常用漢字表というのは表記の標準的な書き方を示しているものであるから、その点は尊重すべきではないかということ、そして、その意義もきちんと訴えていくべきであろうということです。また、この「障害」の表記が採用されてきた歴史的な経緯については、いろいろな考え方が世の中にあるのですけれども、どこかの段階で改めてきちんと説明すべきだろうといった御意見もありました。

次に、表記の安定性ということにもつながりますが、「「ショウガイ」の表記に使い分けが生じることについて」ということにも御意見がありました。まず、一般の用語、例えば「電波障害」といったときに「障害」と書くわけですが、これについてどうなるのかという御意見がありました。例えば、「妨害する」というときの「害」も、「碍」を使って書く書き方もありましたので、こういったものにも波及するのではないかと。また、この両者の違いというものを説明できるのかといったこともありました。さらに、円滑なコミュニケーションという観点から、「ショウガイ」という言葉を使いたいときに、どちらを使うのかということをお迫られるであろう。そのときに「碍」を選択しないというだけで何か問題があると見られてしまうようなおそれはないかといったこと。一方で、「ショウガイシャ」という言葉に関して、人に対しては「碍」を使うということであれば、常用漢字表の枠組みを変えることにはならないのではないかとといった御意見もありました。もう一つ、この「碍」という字が、使用実態や語義からいって、使い分けをすることに耐えられるのかどうかといった疑問も投げ掛けられています。

次の論点は、「障害者政策の問題を表記や漢字の問題として扱うことについて」という状況に関する御意見でした。この問題を一般の同音異義語の使い分けのような形で議論するのはどうなのだろうか、それは難しいのではないかと御意見。それから、表記というものは必ずしも何かの考え方に基づいているわけではなくて、単に表記が違うという場合もある。ですから、表記の一つ一つに意義と言いますか、そういった考え方が求められるというのは難しい面もあろうということ。それから、国会の決議を読むと、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う心のバリアフリーを推進することが期待されているといったことが書かれています。その前提があって、今、この文字の間

題が書かれているのだけれども、その漢字を入れるか、入れないかという議論だけに見えてしまうのはどうだろうかといった御意見かと思えます。そして、障害者政策を担当する部署と足並みを揃えるべきであろうといった御意見もありました。

ここからは少し発展的なお考えになるかと思えます。5ページのところで、「国語施策の新たな問題につながる可能性について」ということです。国語施策というのは常用漢字表の枠だけで考えるのではなくて、何かもう少し広げて検討することも考えられるのではないかと。つまり、常用漢字表の考え方から行くと、そのまま入れるというのは難しいわけですが、何か別の根拠を持って、国語施策の問題として、より大きな論点を立てていくということも考えられるのではないかと。それから、常用漢字表というのは使う漢字を示す表ですので、この「碍」の字を入れるかどうかということは、常用漢字表というものを語彙の視点から見直すことになるのではないかと。つまり、漢字の選定ということだけではなくて、語や用語の観点から議論することが必要になるのではないかと。そういった発想の転換みたいなものを、国語施策として考える時期に来ている面もあるのではないかと。といった御意見がありました。

次の論点としては、「新たな用語の検討について」ということがありました。先ほど内閣府のヒアリングの中で、「要支援者」という言葉を提案したメディアがありましたけれども、表外字の追加の可否というところだけではなくて、何か新たな見解を示してもいいのではないかと。どちらも障りがあるという意味があるのだったら、別の言葉に言い換えるという選択肢もあるのではないかと。そして、このことを検討していく中で、どうしても生じてくるのは、漢字・用字の問題ではなくて、語や用語の問題なのではないかと。語や用語の問題として捉え直して、言い換えや漢字の出し入れだけでなく、語彙表のようなものについて検討することも考えられるのではないかと。文字の問題ではなく、語の問題であるということに気が付かざるを得ないといった御意見です。

次の論点は、「これからの時代における漢字表の意義について」ということで、前回、時間を取って御検討いただきました。これまでの枠組みは維持していくべきであろうということ。それから、漢字表というものは大切だけれども、人の思いといった課題とはある程度分けて考える必要もあるのではないかと。また、漢字表が目安であることが非常に大事であって、何か強制的なものではなくて、現在の性格を保っていくべきであるといった御意見。一方で、漢字表の現在の形式は、かなり当初の目的を達成しているのではないかと。つまり、新たな分岐点に来ている可能性があるといった御意見もありました。こういった議論は、ある言葉を入れたところで、また同じように繰り返されていく可能性があるといった御意見もありました。語彙表という話が先ほどから出ていますが、常用漢字表の語例欄を精査するところから始めてもいいのではないかと。それから、今回、字を追加することであれば、その経緯、入った意味をきちんと将来につなげていくことが大切であると。今の議論が将来の漢字表の在り方につながっているのだということを意識すべきであろうといった御意見がありました。

以上、これまでの御意見をまとめたものです。なかなか難しい御議論になるとは思いますが、こういったものをもう一度踏まえて、今後、どのような考え方ができるのかということをお検討いただければと思っております。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接関係する質問があればお願いします。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換に移りたいと思います。この配布資料3は、国語課題小委員会における検討結果をまとめていく上で、見出しのそれぞれがその基礎資料となるものとして、多少そのような意識でまとめられたものであります。「碍」の字の常用漢字表への追加の可否について、今急いで結論を出そうというわけではございません。これから

少しずつ結論に近づいていくという段階であると意識していただきたいと思います。

そこで、先ほど幾つか見出しで分けたところから、論点を絞って御意見を頂きたいと思いますが、余りタイトルに捉われずに自由な発言をしてくださっても結構です。できるだけ多くの御意見を頂きたいと思っております。

まず、1 ページから 2 ページに掛けて「総論的な意見について」、「過去の議論を再確認する必要について」、「常用漢字表についての基準を満たすかどうかについて」、この辺りについてから御意見を頂きたいと思います。

○村上委員

交ぜ書きについてのことから話をしたいのですが、障害の「害」を平仮名にして、開いて交ぜ書きにするというのを見るたびに何か違和感があります。若い頃読んだ好きな作家のエッセイの中に、こういう交ぜ書きというのは、上だけ漢字で、下が平仮名に開いてある。スーツの上着だけ羽織っていて、下はズボンを履いていないようなものだという事を言っていた人がいて、それはそのとおりだと思いました。それ以来、交ぜ書きというのは余り使わないようにしてきたのです。

障害当事者の人たちの気持ちを考えると、「ガイ」というのをうかんむりの「害」にするか、いしへんの「碍」にするか、どちらか、あるいは両方取るのかということで、いろいろな議論があるということはこの資料を拝見して分かりました。ただ、交ぜ書きは避けたいという気持ちがあります。それは、言葉というのは、美しさも必要だと思うからです。交ぜ書きというのは、どうも美しくない気がします。

それで、最善は、新しい用語を考えることがいいのかと思います。ここの過去の議論を再確認する必要についての中で、言い換えということについて考えると、障害自体も言い換えで、またこの先言い換えというのが出てくるのではないかという意見があるのですけれども、それでいいと思います。言葉というのは生き物なので、時代によって変わるものですから、またこの先、ここで例えば、新しい用語を提案して、それが時代や社会の中からふさわしくないという声が出てきたときには、またそれを検討するとしていけばいいのではないかと思うので、最善は新しい用語を考えるということだと思います。それが困難で難しいということであれば、次善の策として「碍」も認めて、交ぜ書きは避けてもらいたいという気がします。

○川瀬委員

平成 22 年の資料を改めて熟読すると、多分、この話って 10 年に 1 回ぐらいは堂々巡りをして、一所懸命みんなが考えてきたのだろーと思います。オリンピック・パラリンピックがあって、もう一度表に上がってくるきっかけになったのだろーとは思いますが、ずっとこの話題が出てきてから、何かつかめてきたかと思うとすり抜けるような感じもあるし、どこまでが自分の感覚なのか、大多数の感覚なのか、障害のある方の大多数の感覚なのかというのが未だに分からないです。

村上委員がおっしゃった交ぜ書きに対する違和感というのは、確かにあるにはあるのですが、今の時代は、場合によってはスーツの下にジャージを着ていてもありかと思えます。だから、それも選択肢の一つという現状はありなのかという気がします。

あとは、すごく難しいですが、新しい言葉をゼロから起こすというのは、現時点から立ち上げるということを考えると、現実的に厳しいのではないかという気がします。もちろん、結論を急がないという沖森主査のお言葉がありましたが、それでも、何らか回数を重ねてきている中で、少しでも形を出していかなければいけない、私たちとしての意見を出していかなければいけない中で、振り出しに戻るよりは、入れるべきか、入れないべきか、それとも…、というところに集約した方がいいのかという気がします。いつまでたっても私個人も堂々巡りしています。

○入部委員

今回、資料で参考資料3を初めて見せていただいて、議論が尽くされていたのだという印象を持って、正直驚きました。外れるのですが、特に5ページのところの「社会モデルの考え方」と条文では「Persons with Disabilities」と表記していることから、「障害」がいいということで、社会の中に障害がある、それに対して困る人なのだという考え方ですね。その人本人に障害があるというのが個人モデルだと思うのですが、社会モデルを考えると、この「障害」でいいということになった場合、何か問題がありますかということになってしまわないかどうか。

結論から言うと、この「障害」でいいのではないかと思います。議論が尽くされて、そのような結果が12ページにもまとめられていると思います。それは再考の余地があるのかどうかというのは考えるべきかと思いますが、余地がないということかと思います。

○関根委員

交ぜ書き表記というのは、言葉のスタイルとしておかしいというだけでなく、「害」を仮名にしたところで、その向こうには漢字があるわけですから、本質的な問題から逃げているだけの表記のような気がします。そういう意味で、交ぜ書き、それを固定するのはいかがなものかと思います。

ただ、「碍」を次善の策として入れるかというのも、これも今までこの「碍」の字義などをずっと見てきた者にとっては、「害」とどこが違うのだという批判も受けるのではないかと考えています。別の表現に変えるのは確かに難しいかもしれませんが、そういう提案をここですべきなのではないかと思っています。常用漢字表の選定基準から言っても、「碍」は入れられない。だからと言って、「害」のままでいいのかというと、それは当事者の気持ちなどを考えれば、確かに変わってしかるべきものではあるのかとも思います。実態が変わらなければ、言葉が変わらないと幾らやっても変わらないということもあると思います。言葉が社会を変えていくというものもあるわけだし、私たちはその辺も見詰めていく必要があるのではないかと考えています。

だから、多少違和感があっても、幾つか言い換え表現をひねり出して提案する。国語分科会としてはこういうものを出したけれども、是非ほかの観点、ほかの専門分野からの意見も出すべきだという方向に持っていったらいいのではないかと考えています。

先ほど、このヒアリングの中で「要支援者」といったものも出していましたが、例えば、「救援者」とか。これを考えるときに、ポイントとしては余り従来の発想にとらわれないことかと思っています。どうしても否定的な言葉、マイナス的な言葉を入れると、うまく定着していかない。新たな差別意識が生まれるのではないか。「痴呆症」を「認知症」に変えたときに、これは前にも言いましたけれども、「認知症」という言葉は、言葉としては変ですよね。例えば、「不認知症」とか、そのように言わないと、言葉の意味としては変で、実際そういう批判もありましたが、あれが比較的定着しているのは、全く発想を変えて、そこに否定的な言葉が入っていないからじゃないかと思うのです。

「相互に人格と個性を尊重し支え合う心のバリアフリーを推進する」ということに基づくのであれば、例えば、「共生者」、共に生きる者とか、あるいは、「共」の代わりに協力の「協」を入れてもいいかもしれないし、あるいは、共に助け合う「共助者」とか。これは、言葉としてはおかしいわけですね。実態を必ずしも正確に反映はしていないけれども、これまでのこういう心の問題とか、そういうものに注目して、これを考えていくとしたら、思い切ってそういう発想の転換をした言い換えを積極的に提案してみるというのも一つの手じゃないのかと思います。

○中江委員

この「障害」のことについては、私自身も結構周りの方に聞いてみる人が多いのです。年齢を問わず、この「障害」という字について、どう思いますかと聞くと、全く意識をしていない方と、「いや、交ぜ書きがいいんじゃないですか。」という方もいらっしゃるって、「それはどうしてそのように思うのですか」と言うと、「害」という字がとても強いと思っているということです。私自身も国語分科会の委員を務めるに当たって説明を頂いたときに、この「障害」の話聞いた、そのままの話をお伝えしたら、「ああ、なるほど。「害」というのは、本人が「害」ではなくて、周りに「害」があるということなら、とてもよく分かる」といった言葉を聞いたのです。ですから、過去でかなり議論は尽くされていることが、全く広まっていないというのと、「害」に対しての先入観というか、恐らく周りから変えようということにかなり影響を受けている方も多いのではないかと思います。

一方で、「碍」を、「じゃあ、どういう字ですか」と言うと、ほとんど書けないというか、「どのような字ですか。「石」の隣は何て書くのですか」と聞かれるぐらい、思い出せないような、そういった意識の持ち方で、つまり、「害」でなければいいのではないかといった、割といい加減と言ってしまうと語弊があるかもしれませんが、とにかく「害」を避けるのだったら、こっちの方がいいのではないかと、選択肢としては二つしかないというのが非常に難しいところなのかと感じました。

交ぜ書きに結局なっているというのは、その議論を避けるというところの非常に曖昧な結論のような気がします。差別はしない、だけど、ふさわしい字がないから、取りあえず交ぜ書きで、今のところは無難にしておこうといった、それは一つの提案だと思いますし、何らかの結論が出るまでそれで進めていくというのもありなのかもしれませんが、根本的な人の心にある「害」というものに対する、特にこの「障害」とか「障害者」というところで使われるときの「害」というものに対する概念というか、意味合いの、すごく根深いものが在り得るのだと感じます。

先ほども「痴呆症」と「認知症」の話が出ましたが、例えば、かつては「精神分裂病」といった病気が、今は「統合失調症」と言い換えられていて、もう既にそれはかなり認知されていると思います。いまだに分からない方は「それは何の病ですか」と聞かれて、「ああ、かつてのこれですね」というような、そういう認識のされ方をします。これでも、それぞれの知識の在り方とか、そういうものとは違うので、一番大事なのは認知する。それが一体何なのか、障害がある方なのか、ない方なのか。ストレートに伝わらなければ、そこは意味がないとも感じていて、結論として申し上げられることは正直ないのですが、少なくとも「碍」にすれば、それで済むのかということは考えます。

○善本委員

この問題がすっと結論に落ちないのは、「障害」という言葉は厳然としてあって、それが人に対して用いられる場合に限って課題だということだからだろうと思うのです。仮に「碍」を用いるということを考えた場合に、それでは陸上の種目名である3,000メートル障害は、どの字を用いるべきなのかということが問題になってくる。ですから、「障害」という言葉であっても、人に関する表現だけが課題だということなので、私はそのことで言えば、個人的には先ほど関根委員がおっしゃったように、これは施策的なもので、広がっていくことも早いと思うので、言葉そのものを変えていくことの方がむしろ現実的なのではないかと思います。

少し違う例ですが、私は中高一貫校におります。もう三十数年、学校現場で仕事をしておりますが、学校では「父兄」という言葉は絶対に使いません。今でもメディアではまだ使われたりしますが、父と兄が保護者を代表するという考え方に非常に課題があると思っているので、我々は必ず「保護者」という言い方をします。父と兄でない場合

があるわけですし、実際にはほとんどの場合、その対象として来られるのは母親だったりしますので、「父兄」という言葉は課題があるという認識を持って、「保護者」としか絶対に言わないのです。

それにしても「父兄」という言葉に全然違和感のない方もまだいらっしゃるし、だから、「保護者」という言葉を使っているというのは、「障害」という言葉の「害」の字に課題意識を感じるのと多分、同じような感覚だと思うのですけれども、学校では使わないというのは比較的簡単に広まっていくというか、これは施策的なものとか、考え方的なものなので、それを広めていけば、先ほど御説明のあった「認知症」と「痴呆症」の関係と同じようにできるのではないかと思います。これは常用漢字に入れることによって新たな混乱、「障害」という言葉を人に関して使わない場合にはどうすべきかというところの新たな混乱を生み出すということから言えば、できれば人に対するときにこの言葉を使わないような方向で進めていかれる中で解決をすることの方が望ましいのではないかと。そして、「障害」という言葉は、普通に別の観点では使われているわけなので、それは正に差し障りという意味で言えば、そのまま使っていて差し支えないということが一番の解決の道なのかというのが、現時点で私が感じるところです。

○川瀬委員

新しい言葉、それは理想ですが、法律をはじめ、いろいろなものが相当関わってくる中で、現実問題できるのかというのもすごく感じるのです。結論を急ぎ過ぎているのかもしれませんが、この国語分科会という存在が、そこまで求められているのであろうかと感じます。私たちはこう考えましたという新しい言葉を発表することまで望まれているのだろうか、期待されているのだろうか、又はその任にあるのだろうかというのも、考えなくもないです。

確かにみんなが「それはすてきな言葉だね」という言葉が見付かれば、すばらしいでしょうけれども、この「碍」を常用漢字表に入れるべきか、入れないべきか、交ぜ書きはありか、なしかということを示す。既にやるべきことはほとんどやったのではないのか。先ほど入部委員も「議論が尽くされていた」と、10年前の議論に対してのリスクを話されていましたが、後は「碍」を常用漢字表に入れるか、入れないかというものをまず判断すべきなのではないかという気もいたします。

本当に会議に出席する度、考え直して、その度に分らないです。漢字一つ入れることでたくさんの方の心が救われるのなら、それでいいじゃないか、入れようよとも言いたくなりますし、いや、でも造語力とか、出現頻度というのは変わっていないのだから、結局、入れるに値しないだろう。両方あったら、どうするの。本当に毎回迷っているような、毎回答えが既にもう自分の中では出ているような気がしています。

○関根委員

今のことで、私の言ったことを誤解されているかもしれないけれど、別に国語分科会の結論として、言い換え語を作って、これをやろうというつもりではないのです。そうじゃなくて、皆さんおっしゃるように、現在の選定基準では、「碍」を入れるわけにはいかないと思います、それは正に議論は尽くされたし、でも、「入れませんよ」で止めていいのか、どうなのかというところです。

当然、今までからいって、漢字表というものを中心に来ましたけれども、コミュニケーションの問題とか、いろいろやってきた中で、もう一つ、心の問題といった言い過ぎかもしれませんが、配慮とか、そういうところまで我々は踏み込んでいるわけです。そうしたら、何らかの提案というか、議論の呼び水となるというか、何と言ったらいいか表現に迷いますが、むしろ、はっきり言ってこれは障害者施策の専門的な方できち

んと決めてもらわなければいけないものです。だから、そういうときは主体となって新しい言い方を決めるべきであって、ただ、そうすべきだということで投げ出すので理解してもらえるかというところで、我々の結論として、「碍」は入れられない。そうじゃなくてこういう方向がいい。その際には、一つや二つ、例えばというようなものを出してもいいのではないかと思います。その方が理解を得やすいのではないかと思いますということです。ここで何か結論めいたことを出して、それを認めてもらうということではないのです。

○村上委員

入部委員と同じで、議論は尽くされているという印象は持ちました。その上で、平成22年の「障害」の表記に関する作業チームの9ページの5に、朝日新聞の方の意見が出ていましたので、それを踏襲する形で言い換え、新しい用語を考えるという方向もあるのではないかとすることを申し上げました。だから、これまでの議論をひっくり返したわけではなくて、今までにも、ここで「要支援者」となっていますが、それをそのまま使うかどうかは別にして、関根委員もおっしゃったような新しい用語を提案してみるというのは、ありなのかと思っています。

○沖森主査

先ほど進め方として幾つかに分けるという話にもなりましたが、ただ、常用漢字表との関係等、あるいは表記の安定性といったような問題も含めて、もう少し御意見を頂きたいと思います。もちろん、それと関係なくても結構ですので、御自由に御意見を頂きたいと思います。

○田中（牧）委員

そもそもの国会から来た検討の依頼を見ると、これは今日の資料だと、参考資料1の2ページ目の「1」の2段落目に出ているところだと思うのですが、「障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべき」、ここですが、この「障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否」を検討したところ、その限りでは、「碍」の字を入れることを可とすることはなかなか難しいということはかなり合意を見ていると思うのです。

その後の「所要の検討を行うべき」という、これが何を指すのかというのが問題だと思うのです。今日の関根委員がおっしゃったことから始まって、何人かの委員の方がおっしゃった、言い換えることを提案したらどうかというものも、「所要の検討を行うべき」に入れていいのではないかとということになると思うのです。そうであれば、国会から求められていることを我々は議論して返すことになるので、この分科会でやるべきことをやっているということになると思うのです。さらに今日のこのまとめにあったように、常用漢字表のような漢字に関する施策を議論してきた国語分科会として、この所要の検討のところは今後の国語分科会の検討すべき今日の方向性まで検討して出すというのをここに読み込むこともできると思うのです。

つまり、今、障害者の「害」の字をどう書くかということが非常に重要な問題になっているのですが、それについては、その限りではそれを要望の問題に置き換えて言い換えることで解決する。この方向性を明示する。そして更にもう一歩進んで、国語分科会として常用漢字表のような検討に関しても、役割は十分果たしてきているので、今後それについて個別の議論をいろいろするのではなく、よりふさわしい言葉遣いの在り方のような、そのような方向性に国語分科会で検討することを展開させていくということをも更に加えて提言していくということであれば、求められたことはやったということになって、より建設的な議論ができるのではないのでしょうか。これは全文では

ないので、一部しか出ていないので、全体をもう一回見直さなければいけないのですが、そのように思います。

○鈴木委員

私も何か言い換えた方がいいのかという気がしているのです。それはどこまでこの分科会として提案するかという、その議論もあると思うのですが、少なくとも何か言い換えということを定義したいということまでは持っていても、そんなに大きな、「例えば」という言葉を付けられればもっといいと思うのですけれども、どうもそんなような気がするのです。

漢和辞典が全て正しいかどうか、いろいろな議論もあると思うのですが、漢和辞典では、「害」も、「碍」もほとんど意味が同じです。弊社の漢和辞典ではそうですが、他社さんも多分そうだと思います。そうしますと、また同じ議論が出るかもしれない。

「碍」にしたら、ある方々は解決してしまうのかもしれませんが、しかし、元々の意味は余り変わりがないので、同じことが起きる可能性もあるということを考えますと、関根委員がおっしゃった、ポジティブな意味合いを持った、例えば、「このような言い方はいかがでしょうか」。もちろん、「こうしなさい」と言う訳にはいかないのですが、それはやめた方がいいと思いますが、「このようなものはいかがでしょうか」といったことが、具体例付きで提起ができれば、その合意ができれば一番いいかとは思いますが。

少なくとも言い換えという提起はした方がいいのかと思います。田中（牧）委員がおっしゃったように、そこまで何となく文脈として求められているような感じが私もあります。ですので、少なくともそこまで、言い換えという部分は意見として出していった方がいいのかと、そのような気がします。

○入部委員

先ほどお話ししたことの続きのようで申し訳ないのですが、「障碍」になってしまうと、個人モデルの方にグッと引っ張られる可能性が高いと思うのです。本人に何らかの因縁があってこうなってしまったという可能性があるのですが、そちらの弊害の方が大きいのかと思います。

今、個人モデルと社会モデルが同じぐらいの勢力を持っていて引っ張り合っているような感じになっていると思います。これがアンバランスになると、世界全体のメインストリームの中で、日本の社会福祉施策というのが異様な感じになってしまうのではないかという危惧を持っています。議論が尽くされていると思った理由はそこにあるのですが、これ以上が難しい状況に、実際、この後の会議の議事録とかがあれば、また拝見したいと思うのですが、難しい状況だと思うのです。「障碍」になることの方が、何かいい影響ばかりではないという危惧を持っています。

○関根委員

具体的な言い換えを提示するというよりは、恐らくこれから、公用文の中で、例えば、専門用語の委員会とか、紛らわしい言葉あるいはふさわしくない言葉をどうするかということをやっていくわけですが、そのような中で、このような言葉についてどのような改善というか、言い換えが可能であるかといった道筋というか、そのような提案をすることはできるのではないかと思います。その中で、このような観点に立てば、例えば、このような言い方ができるということ、それぞれの専門部署で更にそれを参考にして、より良い具体的な実際の言い方を考えてみてもらうというところまで持っていければいいかと思っています。

また、国語施策という観点から言えば、例えば、これから言い換えみたいなものを考える際には、単漢字を集めた漢字表、その枠組みでやることに無理があるという気が

するのです。ですから、例えば、単漢字としてではなくて、一つの語彙として、言葉として、この用語としては使えるというか、その漢字表自体の整備をして、単漢字として使えるものと、その一つの言葉だけだ、今、常用漢字にある、「挨拶」などもそうです—「挨」と「拶」というのは、「挨拶」しか使わないわけですから、そのように整理していけば、常用漢字表にない漢字を使って、言い換えみたいなものができる可能性もあるわけです。国語施策の観点で言えば、何かそのような方向が一つあるのではないかと考えています。

○沖森主査

いろいろ御意見を頂きました。本日の御意見等は整理した上で、今後に生かしてまいりたいと思います。これは非常に重い課題ではありますが、できれば今年度中に何らかの結論が出せるように進めたいと考えております。引き続き、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、「2」に移る前に、ここで、報告という形ではありますが、先週、報道でも取り上げられました、日本人の姓名のローマ字表記について、御報告いただければと思います。

○高橋国語課長

先週、新聞などでも大きく取り上げられましたので御存じの委員の方もいらっしゃると思います。平成12年の国語審議会の答申におきまして、日本人の姓名のローマ字表記に関しては姓一名の順とすることが望ましいと記載されているところでございます。この関係で、政府としての動きがございますので、御報告したいと思います。

具体的に申し上げますと、9月6日（金）の閣議後の閣僚懇談会において、柴山前文部科学大臣から、日本人の姓名のローマ字表記に関しまして、原則として姓一名の順で表記されるよう取り扱いを定めていただきたい旨の発言がございました。

閣僚懇談会での文部科学大臣の発言をそのまま読み上げたいと思います。「日本人の姓名のローマ字表記については、平成12年の国語審議会答申において、姓一名の順とすることが望ましいとされております。当時、文化庁では、この答申の趣旨に沿って対応するよう配慮を求める通知を、国の行政機関を含め広く発出したところですが、答申から20年近くが経過した現時点におきましても、本答申の趣旨が必ずしも十分に共有されていないのではないかと考えられるところです。一方、グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっております。私としては」—「私」というのは柴山前文部科学大臣ですが、「私としては、このような観点から日本人のローマ字表記については、姓一名という、日本の伝統に即した表記としていくことが大切であると考えております。このため、今後、政府の作成する公文書等において、日本人の姓名をローマ字により表記する際には、原則として姓一名の順で表記されるよう、取扱いを定めていただきたくお願い申し上げます。」というものです。このように閣僚懇談会で柴山前文部科学大臣から発言がございました。

閣僚懇談会での発言を受け、今後、内閣官房を中心として、関係省庁において速やかに検討を行い、政府としての具体的な取扱いを定めていくこととなっております。平成12年の答申の趣旨を、20年たちましたが改めまして徹底をしたいということで動きがございましたので、御報告させていただきました。

○沖森主査

ただ今の御報告について質問等ございましたら、お願いします。

（→挙手なし。）

それでは、議事に戻りたいと思います。配布資料2「公用文の在り方に関する成果物について（たたき台）」を御覧いただきたいと思います。これまで確認していただきましたように、進め方として、具体的な解説に当たるような部分を書いていく、ということになっております。前回のこの小委員会では、委員の皆様方から頂いた具体的な項目の案を整理した上で、成果物のひな形の案を検討していただきました。

その後、主査打合せ会で検討し、現在、主査打合せ会の委員を中心として、順次、執筆を進めていただいているところです。本日は、その後の主査打合せ会での検討内容を御紹介し、現段階の進行状況をお示しした上で、御意見を頂きたいと思っております。

では、配布資料2について、事務局から御説明をお願いします。

○武田国語調査官

配布資料2を御覧ください。こちらは、前回、ひな形としてお示ししたものを、もう少し膨らませて、なおかつ、頂いた御意見に沿って整理したものです。ただし、現在、内容については、御執筆いただいている最中ですので、まだここに反映できていないものもございます。そのような段階であることを踏まえてお考えください。ここに載せたもの、特に執筆していただいたもの、本来でしたら、一旦、主査打合せ会でもんどこちらにと考えておりましたが、今回は頂いたものを基本的にこちらで体裁だけ整えて示しております。ですから、今後、これを更に詰めていくところもあるということも踏まえていただければと思います。これが最終形ではなくて、まだここからどんどん変えていく、直していくという段階です。

1 ページ目ですが、目次を御覧いただきたいと思います。ここに網掛けになっているところがありますが、この網掛けになっているところが、今日の資料の中に入っている部分です。

中を御覧ください。前回と基本的には形は変わっておりません。まず、タイトルと言いますか、項目を上に乗せて、その下に重要なポイントを幾つか並べて、さらにそれについてもう少し詳しく書くといった流れになっています。今回新しく、前回なかったところで追加されていますのは、「2 公用文の在り方」の「(3) 公用文における分かりやすさ」，「(5) 読み手を的確に捉える」，それから，「Ⅱ 表記の原則」の中が大きく変わっていますのが「外来語の表記」，新たに載せていますのが「数字の使い方」，「符号の使い方」，「表記に関する決まり」といった辺りです。それから，「Ⅲ 用語の使い方」で新しく挙がっているのが，「4 紛らわしい言葉の扱い」。それから，「Ⅳ 情報の示し方」の中で，そのうちの「3 文書の構成」の中の「(1) 簡潔な文章」，「(2) 表題，見出しの付け方」，「(4) 情報の示し方」を今回新たにお示ししています。

それで、事務局として、課題かと考えていることの一つは、国の行政機関に向けて、ということが第一義としてあるのですが、いろいろな事例を見たときに、むしろ、地方公共団体で使われているような文章ですとか、そういったものを例に挙げた方が、より説明がしやすいようなケースもあるということで、その辺りを今後どのように考えていったらいいかということです。

もう一つ、今日話題にさせていただきたいのは、5 ページを御覧ください。前々回の小委員会で、この公用文に関しての議論は17 期に取りまとめいただきました「分かり合うための言語コミュニケーション」の考え方に基づいてやっていってはどうかという了解ができていますと思います。それが正に反映されていると思いますが、その一段階前に、公用文において何が大事なのかということ、もう少しスパッと示せるものが必要ではないかといった御意見がありました。

それで今、一つの言葉として、5 ページの一番上にありますが、「理解され、信頼され、行動を促す文章」といったことが、主査打合せ会の中では出ています。この辺りも

ふさわしい言い方があったら、是非御提案いただければと思っております。

○沖森主査

ただ今の御説明について、直接関係する質問があれば、お願いします。

(→ 挙手なし。)

では、この配布資料2につきまして、形式について、又、内容について、どこでも結構ですので、御自由に御意見等を頂ければと思います。

○川瀬委員

例えば、3ページ「はじめに」の部分の中段、「これから、高齢者や日本語を母語としない人々等への配慮が」、日本語を母語としない人々等への配慮はそうだと思うのですが、高齢者だけじゃないだろうと。多分、片仮名語を余り一杯入れてはいけないよ、という意味で、「高齢者や」と入れているのでしょうけれども、逆に言うと、漢語が一杯あると若い者が付いていけないということもあるので、むしろここは「高齢者」を入れなくてもいいのかという気もいたしました。

4ページ目ですが、表の中の「告示」、「記録」、「解説」、ここのA、B、Cが、もう要らないという気がします。当初は、A1が○○とか、B1が●●とかなどと、その時にアルファベットで説明するために使っていたと思うのですが、多分、そういうところではなくなっているので、これは外していいのではないかと思います。

あと、SNSの括弧内の説明については、別の説明もあったかと思しますので、念のため、御確認いただければと思います。

それと、「公用文の在り方」の「あ」は、漢字の「在」ですか。平仮名の「あ」じゃ駄目なんですか。

○武田国語調査官

公用文表記としては、「在」を使った「在り方」です。

○川瀬委員

公用文の在り方として、「在」でないといけないのですね、分かりました。

まだ、これからいろいろ細かいところを調整していくのですが、事例のQ&Aがかみ合っていない印象が、一読した感じではあるので、もうちょっと御検討いただければと思っております。まだ中盤以降読めていませんが以上です。

○入部委員

質問ですが、先ほどの5ページの「理解され、信頼され、行動を促す」という、同じ感じの並びだと思うのですが、「理解される」、「信頼される」という、謙虚な言葉が続いて、「行動を促す」という、いきなり上から目線というか、その辺の意図はどのようなイメージでこのような言葉を入れられたのか、教えていただければと思います。

○武田国語調査官

今、御発言を頂いて、「信頼され」と「行動を促す」の間に、もしかしたら大きな溝というか、段差があるかもしれないと思いました。そこはまた御検討いただければと思います。「分かり合うための言語コミュニケーション」の考え方というものを裸で出す前に、公用文というものがどのような目的で作られていて、何を目指しているのかということを一言で言えるような、ということで、このようなものが出てきていたかと思えます。

ただ、「行動を促す」というところについては、必ずしも全ての文章が行動を促すと

は限らないということも、主査打合せ会の中では話が出ていたと思いますので、その辺りも含めて、また御検討いただければと思います。

○善本委員

先ほど外来語の表記については大分伺ったという話がありました。その中で16ページの中段より下の方に、「特に、地名・人名など固有名詞は原音に近く書き表す慣用があり、例えば」というところで、これはずっと言われていることだと思うのですが、「ウィーン」という事例が出ています。あの都市を「ウィーン」というのは日本人だけで、ドイツ語の原音もヴィの音ですし、英語では「ヴィエナ」と言います。

確かに調べてみると、この平成3年の内閣告示の第2号の中に例示されているのです。ただ、原音に近く発音する慣用の例として、ウィーンを挙げるのは、やめた方がいいのではないのでしょうか。世界中で日本人だけが、あのまちを「ウィーン」と呼んでいると認識しているので、その辺は少し検討いただいたらと思いました。

○関根委員

以前も指摘したのですが、この一番上の四角の中と見出しの関係についてです。代案も言わずに無責任に言っただけなので、そのまま下の見出しを取っているものもあれば、微妙に表現が違うものもある。微妙に表現が違うのも変だし、かといって、全く同じだと、余り意味もないので、例えば、ここを見出し風にしないで、全体をまとめたような簡単な要約みたいなものにするという手もあるかと思いました。あるいは、ここはやめるという選択肢もあるのではないのでしょうか。要約風にすれば、このページでどんなことが書いてあるのかが分かるかもしれませんが、結構難しいかもしれません。今のうちお考えいただければと思います。

○川瀬委員

まだまだこれから直すべきものだと思うのですが、見ようによっては、今、16ページの話があったので、そこから先を急に見始めたのですが、例えば、17ページの「数字の使い方」で、「横書きで算用数字」と書きながら、大きな数は3桁ごとに…、算用数字、漢数字がごちゃごちゃに入っている気もするのです。

17ページの桁の書き方。普通の算用数字だと、「4桁」って何か読みづらい感じもしますよね、数字の4の後ろに桁という感じがくると。これは特殊ですかね。

○武田国語調査官

そうですね。3桁とか、4桁というときに、算用数字にするか、漢数字にするかというのは、微妙なところではあります。もともとある公用文作成の要領が、漢数字を使っているので、そういうのは漢数字にしていますが、その辺りはまた御検討いただければと思います。桁については、こちらでなくてはいけないということはないかもしれないです。

○田中（ゆ）委員

これは恐らく最後のところの参考資料とか、索引のところが整えば、全体が分かりやすくなるのだと思うのです。中身の細かいところというよりは、使いやすさを考えたときに、例えば、依拠しているようなものがかかれていて、9ページだったら、「「公用文における漢字使用について」（平成22年内閣訓令）による」とか、16ページの「「外来語の表記」（平成3年内閣告示第2号）に従う」とか、書いているところは分かりやすいけれども、明らかにほかのところでも、多分、これに依拠しているだろうといったものが入っていないところがたくさんあると思います。

これを入れるのだったら、どこか場所を決めて、必ずここに入れるとして、これに関連する参考にしたらいいものリストみたいなものがずらっとあれば、いざとなったら本体も見ることができるし、ということができて、分かりやすくていいのではないかと思います。分かりにくいところもありますが、きっと変わるだろうと思うので、体裁と使いやすさについて、今のところのものはあった方が便利かと思いました。

○田中（牧）委員

最初の方の「基本的な考え方」について、まずここははっきりしておいた方がいいと思うので、御確認させていただきます。例えば、5ページの「公用文の在り方」の「（１）公用文の目指すところ」に、さっき御指摘があった、「理解され、信頼され、行動を促す」とあって、その後、「言語コミュニケーションとして捉える」ということで、この「言語コミュニケーション」と言うと、前回の議論を踏まえているということなのでしょうが、その後に一つおいて、「正確さ、分かりやすさ」、ここまでは前回の報告の2項目ですが、次は「敬意と親しさ」や「ふさわしさ」ではなく、「読み手への配慮」と変えてあります。それから、6ページに行くと、「正確さ」というのが、括弧して「詳細さ」となっていて、更に、先ほどあった、「相手への配慮（丁寧さ）」になっていて、いろいろな要素がたくさん入っています。

まだ、これはいろいろなことを考えながら執筆している段階だと思うのですが、基本的にできるだけこれに寄るのであれば、四つの枠組みをなるべく使いながら、そして、もし、それを再構成するならば、再構成するということをした方がいいかと思うのです。もし何か現段階で、これを意図的に変えたいのであれば、教えていただきたいと思います。

○岩田委員

この点に関しては、おっしゃるとおりで、これから統一していくことが必要だと思います。6ページを執筆した段階で、「分かり合うための言語コミュニケーション」とのすり合わせを怠っていたせいです。

○塩田委員

本文の中が、「だ・である」体が使われていて、囲みの中が「です・ます」体になっています。私自身は「です・ます」体の方が非常に読みやすいですが、皆さんの感覚としてはどうでしょうか。「はじめに」のところも「です・ます」体の方がいいかと思います。今のような導入の方が慣れている方も多いと思うのですが、ここも柔らかくしていくと、もっと読みたいという読者が更に多くなるかという気がいたしました。どうしても「だ・である」体でやると、1行目から言いますと、「～における」とか、「おおむね」とか、「よって」とか、「実施されている」とか、どうしても使いたくなってしまう。これはしょうがないと思うのです。これを「です・ます」体にすると、多分こうは言わないように意識が働くので、個人的にはいいのではないかという気がいたしました。

○田中（ゆ）委員

あと「はじめに」のところでも第3パラグラフの終わりに、いろいろな人がいるから、その人たちへの配慮がますます重要になると考えられるとあるのですが、今日、ざっと拝見したところだと、こういうケースだったら、このようにといったところが余りないように受け止めました。

また、この目次を見ても、それに相当するところがどこなのかが分かりませんでした。網も掛かっていない専門用語の扱いや、文体の選択とか、そういうところに入って

くるのかと思いますが，A 4，1 枚で 1 項目を，という趣旨があるから，難しいかと思いますが，どう書くのかといったような小さいことも，一個一個こつこつ書く。規則的なところが，今，メインになっているのだけれども，もしかするといろいろな人に対しては，例えば，外来語が苦手な人もいるだろうとか，さっきお話があったように，漢語が苦手な人もいるだろうとか，複雑な構文が苦手な人もいるだろうとか，日本語がサバイバルレベルの人もいるだろうとか，だったら，このような項目を増やした方が，各項目が 1 ページで収まるのでいいのではないのかと思います。ここにこんなに大きくうたっている以上，そして，それがすごく大事なのだと思うので，そこのところは目次で処理するのか一多分，目次で処理して，そのようなチャプターを設けるのがよさそうな気はするので，ダイバーシティーに対応した問題はどこかで解決していただく方が，趣旨にかなうかと思いました。

○鈴木委員

非常に細かいのですが，20 ページの中段，「繰り返し記号は」のところの上から 4 行目。「ただし，次のような場合には，漢字 1 字の繰り返しであっても，「々」は使わずそのまま書く」ということですが，説明した方がいいような気がします。要するに，これは想像ですが，独立して使える熟語がくっついて，たまたま前の語の終わりと後ろの語の頭とが同じとき，という意味ですね。そのように丁寧に書いておいた方がいいような気がします。

○森山副主査

例えば，参考となるホームページなども見られるようにしてある—URL から常用漢字お助けのページとかに飛べる，そんなものがあると便利かと思いました。先ほど田中（ゆ）委員が参考の根拠情報みたいなものをしっかり押さえておいた方がいいとおっしゃっていました。本当にそのとおりだと思うのです。できたら，該当箇所から飛べるようにもしておくといいかと思います。その時に，先ほどのように，例えば，「この場合は×で，この場合は○」みたいな，分かりやすいものもあるといいかと思いました。

○田中（ゆ）委員

QR コードがあってもいいのではないかと思います。

○川瀬委員

成果物はデジタルですか。紙ですか。両方ですか。

○田中（ゆ）委員

「分かり合うための言語コミュニケーション」は両方でしたね。

○武田国語調査官

基本的には冊子になりますが，この PDF がウェブ上にありまして，両方で見ただけだと思います。「分かり合うための言語コミュニケーション」について言うと，一番下にいろいろな出典と言いますか，根拠になるものが出ていて，そこにはリンクを貼って飛べるようになっています。文化庁のウェブサイトで示しているものについては，そのようになっています。

○田中（ゆ）委員

分かりました。先ほどの発言は，紙をイメージしていました。

○善本委員

これは皆様に教えていただければと思うのですが、6ページのところに「公用文の在り方」で、「中学生であれば理解できるように書く」という言葉があって、私は逆に現場の人間なので、その辺が分からなくなっています。「中学生であれば理解できる」と書かれると、皆さんが「あ、この程度の日本語だな」ということが共通理解できるのか、私の感覚では、中1と中3ではものすごく発達段階が違うので、中学生という表現がよいのか、分からなくなるのです。皆さんがこれで分かると言っていただければ、それで全くかまいません。

例えば、「小学校を卒業程度の日本語力があれば理解できるように書く」という表現の方がよいのか、「中学生であれば理解できる」という方が分かりやすいのか、逆に皆様の御意見を頂ければ、私は現場の感覚で、もしかして逆に目が曇ってしまっているのかもしれないので教えていただければと思います。

○岩田委員

これは以前、机上配布されていた資料内の文科省の文言を参考にしたかと…。その他、「中学生」というワードはいろいろなところで聞きます。ですから、この「中学生」が中学卒業後の方を指すのか、小学校6年生を終わった方を指すのかは、私も分からないので、はっきり議論した方がいいかと思います。これは何かこの後の議論のたたき台になれば面白いかと思って入れましたが、結構いろいろな書籍などを見ていると、中学生にも分かるぐらいで書かないと、大人に読んでももらえないということが出てきますので、出典もあることですし、この際、入れてみようかと考えました。

○善本委員

そういうことであれば、別に異論を唱えているわけではないので。

○岩田委員

正に食い付いていただきました。これがどこを指すのか。義務教育の終わりと考えるのであれば、中学生が終わったところという基準になるのかと私は理解しています。

○善本委員

終わったところということであるならば、すごく分かります。どの人も義務教育を受けていて、そこまでは教育を受けているというラインだと思うからです。「中学生であれば理解できるように」と言ったときは、中学校1年生が理解できるように、という意味だと考える可能性があるかと思って、それだと中1と中3はかなり違うという感じがあったものですから。

○川瀬委員

よくテレビのニュースを「中学2年生に分かるように書け」と言ったりしますが、なるほど、それで2年生だったのかというのが、今初めて分かりました。要するに1年生でも3年生でもなく、2年生で分かるぐらいと、かつて言われたことがあるもので、なるほどねと。今、お二人のお話を聞いていて思いました。確かに「中学生であれば」と言うのを見ると、「義務教育を受けた人であれば」という書き方は嫌味な感じがしますね。

○善本委員

そうですね。

○川瀬委員

「中学卒業程度であれば」という書き方は嫌味だと思います。その下に書いてある、「中学生くらいであれば」の「中学生くらい」というのは何だろうと、私はむしろ、こっちの「くらい」に引っ掛かったのです。でも、そのニュアンスをうまく表す言葉が、ピタッとくる言葉が見付かると、すごくこの文章の基準もできそうですね。

○鈴木委員

一つの考え方として、義務教育ですから、言い方はともかくとして、中学校卒業程度というところは、学習指導要領を参考にしながらということで、こういうものを出しているときには一つの基準になるような気がします。1年生とか、2年生じゃなくて、中学卒業の方がよいような気がします。

○川瀬委員

この配布資料2というのは、今後どんどん新しくなって更新されていくもので、それが例えば、次の会議の冒頭で、ここで配られるという形になるのでしょうか。

○武田国語調査官

今回、前もってお送りできませんでしたが、今、執筆をどんどん進めていただいております。だんだん増えていくと思います。それをできれば主査打合せ会でもんだ上で、今後は、なるべく早く、前もってお送りするようにしていきたいと思います。

○沖森主査

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席、どうもありがとうございました。